

一般振替DVP制度要綱（平成14年6月6日付）の一部改訂について

平成15年7月25日

証券保管振替機構

1. 趣旨

現在の制度要綱が平成14年6月6日に策定されて以降、その実現に向けて準備が進められてきたが、より詳細な検討の進捗等に伴い、記載内容と異なる具体的制度・システムの仕様が採用されるケースが生じている。そこで、制度要綱の記載内容と現在の検討状況との間の整合性を回復するため、制度要綱の一部改訂を行うこととする。

なお、改訂が適当と思われる箇所については、概ね次のように分類することができる。

新たに顕在化したニーズに応えるために制度要綱の記載内容を超越するスキームが取り入れられたケース

詳細な検討の結果、制度要綱の記載内容と異なるスキームを採用することとしたケース

法令的環境の変化等により、記載内容が陳腐化したケース

その他

2. 改訂案（ページ等は、一般振替DVP制度要綱（平成14年6月6日付）の記載箇所を示す。）

#	ページ	現行	改訂案	コメント
1	2 備考	・子会社は、機構の全額出資で設立する。	・平成15年6月6日、機構の全額出資で、株式会社ほぶりクリアリングを設立した。	今回の改訂の時点（7月25日付を想定）において、既に事実として子会社が設立されていることから、その旨を記載することとする。
2	3 備考	・当面は、株券と転換社債券を想定する。	・当面は、株券、新株予約権付社債券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券、及び受益証券を想定する。	株券と同様の仕組みで取引されている証券については、一般振替DVPの対象とし得る旨を明示することとする。

3	3 備考	<p>・機構に子会社が参加者口座を開設するには、金融庁・法務省告示「株券等の保管及び振替に関する法律第6条第1項第4号に規定する者を指定する件」における指定を受ける必要がある。</p>	<p>・金融庁・法務省告示「株券等の保管及び振替に関する法律第6条第1項第16号に規定する者を指定する件」に基づき、子会社が機構に参加者口座を開設する。</p>	<p>平成15年1月6日付で告示が改正され、保振機構に参加者口座を開設できる者に「証券取引清算機関」が追加され、別途の指定は不要となった。</p>
4	8 4行目	<p>a. 決済銀行受払額の授受</p> <p>DVP参加者は、各決済日のDVP振替終了後の差引支払額又は差引受取額（以下「参加者決済額」という。）により資金の受払いを行う。決済銀行は、自行を指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額と、決済銀行自身の参加者決済額を合計した額（以下「決済銀行受払額」という。）を、子会社日銀当座勘定口座との間で授受する。</p>	<p>a. 決済銀行受払額の授受</p> <p>DVP参加者は、各決済日のDVP振替終了後の差引支払額又は差引受取額（以下「参加者決済額」という。）により資金の受払いを行う。決済銀行は、次のイ．～ハ．のいずれかの額（以下「決済銀行受払額」という。）を、子会社日銀当座勘定口座との間で授受する。</p> <p>イ．自行を指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額と決済銀行自身の参加者決済額を合計した額</p> <p>ロ．自行を指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額を合計した額と、決済銀行自身の参加者決済額</p> <p>ハ．自行を指定する決済銀行指定参加者それぞれの参加者決済額と、決済銀行自身の参加者決済額</p>	<p>決済銀行実務検討会における検討を経て、左のロ．及びハ．の金額により決済を行う方法を追加採用することとした。</p>
5	8 17行目	<p>新設</p>	<p>d．参加者基金に係る業務</p> <p>決済銀行は、自行を指定する決済銀行指定参加者が参加者基金の預託・返戻として行う子会社の当座勘定口座への入出金のための送金等</p>	<p>参加者基金の預託・返戻は、日銀当座勘定口座への入出金により行うこととし、決済銀行指定参加者は、それを決済銀行を通じて行うこととした。</p>

			の業務を取り扱う。	
6	11 9行目	イ．証券残高に係る条件 当該 DVP 振替指図の渡方参加者の参加者口座内の証券及び受入予定証券（以下「振替可能証券」という。）の残高が振り替えるべき数量以上であること。残高不足の場合、当該 DVP 振替請求に係る一部の数量のみの振替は行わない。	イ．証券残高に係る条件 当該 DVP 振替指図の渡方参加者の 振替対象とされている 参加者口座内の証券、受入予定証券 及び担保指定証券 （以下「振替 対象証券 」という。）の残高が振り替えるべき数量以上であること。残高不足の場合、当該 DVP 振替請求に係る一部の数量のみの振替は行わない。	担保指定証券についても、参加者の選択により、振替の対象に含めることができることとした。
7	11 備考	・振替可能証券（振替対象残高）等の一般振替 D V P 制度における証券残高の取扱いについては、別紙 7 参照。	・振替 対象証券、区分管理証券及び保留残高等 の一般振替 D V P 制度における証券残高の取扱いについては、別紙 7 参照。	「振替可能証券」という用語については、他のドキュメントで使われている「振替対象証券」に改めることとした。また、別紙 7 に記載されている「区分管理証券」及び「保留残高」については、証券残高に関する基本的な仕組みの一部であることから、要綱本編でも言及することとした。
8	12 11行目	イ．当該 DVP 振替指図に係る証券の銘柄・数量等につき、受方参加者に通知する。	イ．当該 DVP 振替指図に係る証券の銘柄・数量等につき、 渡方参加者及び 受方参加者に通知する。	振替実行の通知は、渡方・受方参加者双方に発出する仕様とした。
9	12 備考	・渡方参加者と子会社には、機構から振替済通知が送信される。	削除	制度要綱の記述としては、上の項番 8 の内容とし、個別の通知名には言及しない。
10	13 7行目	一般振替 DVP における証券振替終了時限が到来しても、証券振替の実行が行われずに、なお再試行順番待ち行列の中に留まっている振	一般振替 DVP における証券振替終了時限が到来しても、証券振替の実行が行われずに、なお再試行順番待ち行列の中に留まっている振	振替不能となった場合には、口座振替システムから決済照合システムヘデータを差し戻す対応を行うこととし

		替未了の待ち請求については、振替不能となり、当該待ち請求に相当する DVP 振替指図は初めからなかったものとして取扱う。	替未了の待ち請求については、振替不能となり、当該待ち請求に相当する DVP 振替指図に 関する決済指図データは、決済照合システムに差し戻される。	た。
11	13 備考	・自動的な翌日への繰り越しは行わない。	削除	同上
12	14 備考	・ 2 .(1) イ . の証券残高に係る振替実行条件で再試行の対象となった振替請求は、他の口座振替（非 D V P を含む。）の受方参加者となること等による振替可能証券の増加により条件を充足できる。	・ 2 .(1) イ . の証券残高に係る振替実行条件で再試行の対象となった振替請求は、他の口座振替（非 D V P を含む。）の受方参加者となること等による振替 対象 証券の増加により条件を充足できる。	項番 7 に同じ。
13	16 備考	・子会社が指定金融機関等と同様に振込国債の非課税口による受渡しを行うためには、税務当局からの子解を得る必要がある。	・ 租税特別措置法第 8 条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第 2 項に基づいて 、振込国債の非課税口による受渡しを行う。	平成 1 5 年度税制改正（平成 1 5 年 4 月 1 日施行）により、利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象となる者の範囲に、証券取引清算機関が加えられたため、特段の対応は不要となった。
14	17 備考	新設	・ 当該 D V P 振替指図に係る受方参加者が受入予定証券の振替の完了を子会社に請求した場合で、当該振替の完了を行っても当該受方参加者の余裕値が負にならないときは、イ . に準じて取り扱う。	「受入予定証券引渡完了請求」を認める仕様とした。
15	21 10 行目	新設	子会社は、次の 2 .(1) の入金が行われる見込みがないと認める相当の理由がある場合には、決済日当日に、2 .(2) の確保資産で	参加者の破綻が明らかと認められる資金決済不履行の場合には、決済日当日においても一括清算を含む確保資産

			ある証券の処分を行うことができる。	の処分を行う可能性を残すこととした。
16	28 21行目	見直しに伴う参加者基金所要額の増減分は、授受を行う日を決済日とする参加者決済額と合計して、子会社と各DVP参加者との間で授受する。	削除	参加者基金は、参加者決済額とは合算せず、別枠で授受することとした。
17	32 14行目	口座系を指定するDVP参加者は、子会社の別途定める方法により、当該営業日における当該参加者の差引支払限度額について、各口座系に配分する金額を子会社に通知するものとする。	口座系を指定するDVP参加者は、子会社の別途定める方法により、当該営業日における当該参加者の差引支払限度額について、各口座系に配分する比率を子会社に通知するものとする。	口座系を利用する場合の差引支払限度額の配分は、比率により行うこととした。
18	33 6行目	当該DVP参加者が、業務開始時点において子会社に対して担保差入れしている機構取扱証券については、当該参加者が当該証券の担保指定を行った際の参加者口座（区分口座）の属する口座系の確保資産として算入する。	当該DVP参加者が、業務開始時点において子会社に対して担保差入れしている機構取扱証券については、当該参加者が当該証券の担保指定を行った際の参加者口座（区分口座）の属する口座系又は担保指定を行った際に明示された区分口座の属する口座系の確保資産として算入する。	機構取扱証券の担保指定を行う場合には、確保資産に算入する区分口座（口座系）を選択できる仕様としている。
19	33 11行目	（４）配分指図の無い場合 —口座系を指定するDVP参加者が、差引支払限度額と確保資産の各口座系への配分に関して子会社の別途定める時限までに通知を行わなかった場合には、子会社は、当該参加者の業務開始時における差引支払限度額と確保資産のうち当該参加者が参加者基金に実際に預託	削除	口座系を利用する場合には、差引支払限度額及び参加者基金の配分について、参加者からの通知を必須とする仕様としている。

		している金額を、各口座系の過去の一定期間の 目中の差引支払額ピーク平均値により比例し て配分する。		
20	33 18行目	平成15年度中の実施を目途とする。	平成16年5月の実施を目途とする。	平成16年5月6日のシステム稼働 (17日の業務実施)を予定している。
21	33 備考	スキームの詳細の検討及びシステム開発の進 捗等を勘案しつつ、可能な限り早期実施を図る ものとする。	削除	具体的な稼働目標時期が決定された ことから、目標時期の決定の方針に関 する記述は削除することとする。

別紙編及び資料編についても、所要の更新作業を行う。

以上